（国税徴収官）

第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官六十六人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十三人以内を置く。

2　［略］

附　則

（沖縄地区税関の監視部の所掌事務の特例）

沖縄地区税関の監視部は、第三百四十六条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（沖縄地区税関の監視部統括監視官の職務の特例）

沖縄地区税関の監視部統括監視官は、第三百六十一条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（沖縄地区税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

沖縄地区税関の監視部保税地域監督官は、第三百六十二条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（沖縄地区税関の監視部特定貨物検査官）

沖縄地区税関の監視部に、当分の間、特定貨物検査官一人を置く。

［略］

（沖縄地区税関の監視部上席監視官の職務の特例）

沖縄地区税関の監視部上席監視官は、第三百六十三条の二第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十一項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の監視部監視官の職務の特例）

沖縄地区税関の監視部監視官は、第三百六十三条の二第三項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十一項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の監視部上席調査官の職務の特例）

沖縄地区税関の監視部上席調査官は、第三百六十三条の三第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十二項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の監視部調査官の職務の特例）

沖縄地区税関の監視部調査官は、第三百六十三条の三第三項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十二項に規定する事務を処理する。

（国税徴収官）

第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官九十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百五十六人以内を置く。

2　［同上］

附　則

［項を加える。］

（沖縄地区税関統括監視官の職務の特例）

沖縄地区税関統括監視官は、第三百五十五条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（沖縄地区税関保税地域監督官の職務の特例）

沖縄地区税関保税地域監督官は、第三百五十六条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（沖縄地区税関特定貨物検査官）

沖縄地区税関に、当分の間、特定貨物検査官一人を置く。

［同上］

（沖縄地区税関の上席監視官の職務の特例）

沖縄地区税関の上席監視官は、第三百七十五条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の監視官の職務の特例）

沖縄地区税関の監視官は、第三百七十五条第三項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の上席調査官の職務の特例）

沖縄地区税関の上席調査官は、第三百七十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十一項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の調査官の職務の特例）

沖縄地区税関の調査官は、第三百七十八条第三項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十一項に規定する事務を処理する。